

福岡地方労働審議会家内労働部会議事録

1 日時 : 平成 30 年 12 月 6 日 (木) 10:03 ~ 12:13

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館 8 階 共用第 7 会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 2 人 (定数 3 人)
濱崎 録 (部会長)
中野 由美子

【家内労働者代表委員】 2 人 (定数 3 人)
上野 茂伸
香西 真

【委託者代表委員】 2 人 (定数 3 人)
有馬 紀顕
霧 繁樹

【福岡労働局】 西岡 労働基準部長
宮川 賃金室長 ほか

4 議事

(1) 部会長の選出について

(2) 福岡県における家内労働の現状について

(3) 福岡県男子服製造業最低工賃の改正について

(4) その他

5 審議内容

室長補佐 本日は足元の悪い中、御出席いただきましてありがとうございます。中野委員から45分程遅れると連絡が入りましたが、定刻になりましたので、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、今年度最初の家内労働部会でございます。

それから、公益代表委員の所部会長が辞任されております。従いまして、まだ新部会長が選出されていないこととなりますので、新部会長を選出していただくまで、事務局より議事の進行を務めさせていただきます。

進行役の賃金室室長補佐の木原でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、今期の家内労働部会委員につきましては、資料1の「福岡地方労働審議会家内労働部会委員名簿」の通りですが、所委員の後任に濱崎委員が本審会長から指名されておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、濱崎委員、一言御挨拶をお願いします。

濱崎委員 おはようございます。御紹介与かりました西南学院大学法科大学院で、日頃は法曹を目指す学生達に民事訴訟法という法律を教えております濱崎と申します。今年度から所委員の後任として、こちらの部会にもお世話になることになりました。不勉強でございますが、一生懸命、他の委員の方々から御意見も伺いまして、勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

室長補佐 ありがとうございます。

それでは、定数の確認でございます。本日は、公益代表委員の末松委員、家内労働者代表委員の矢田委員、委託者代表委員の永島委員が御欠席でございますが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定数は満たされており、本家内労働部会は成立している旨、ご報告いたします。

次に、事務局を代表しまして、労働基準部長の西岡より皆様に一言御挨拶申し上げます。

労働基準部長

(挨拶)

室長補佐 それでは、最初に家内労働部会の役割について、再度確認させていただきます。本日の資料の中に参-2「福岡地方労働審議会運営規程」がございますが、この資料の4ページの別表を御覧になっていただきたいと思います。

家内労働部会は、福岡地方労働審議会の一つの部会として、家内労働に関する事項について、調査審議し、必要な事項について建議する機関という位置づけになっております。

したがって、この部会では、家内労働に関する行政の取組内容等を事務局から報告し、それに対する皆様の御意見をお聞きし、その結果を福岡地方労働

審議会に報告することになります。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事（１）「部会長の選出について」でございます。

地方労働審議会令第６条第５項及び第７項において、「部会長、部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」となっていますが、当部会では、従来からの慣例としまして、公益代表委員で互選していただき、その結果を部会で御承認いただいているところでございます。今回も従来どおりの取り扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

室 長 補 佐 それでは、事前に公益代表委員で互選していただいておりますので、その結果を事務局から御報告いたします。

部会長に濱崎委員という結果でございましたが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

室 長 補 佐 ありがとうございます。

それでは、部会長を濱崎委員に、部会長代理は本日御欠席でございますが引き続き末松委員にお願いしたいと思います。

ここで、濱崎新部会長に一言御挨拶をお願いしたいと思います。

部 会 長 重ねて失礼いたします。濱崎でございます。先程も申し上げましたように、本来の専門は民事訴訟でございますので、今回、このお話をいただいてから、家内労働行政について勉強させていただき始めたところでございます。色々はまだ不勉強でございますので、御指導の程よろしくお願いいたします。

室 長 補 佐 ありがとうございます。それでは、ここからは、新部会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

部 会 長 引き続き議事を進めてさせていただきます。
本日の議事録の署名からでございますが、
家内労働者代表委員 香西委員
委託者代表委員 霧委員
をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

香 西 委 員 (承 諾)
霧 委 員

部 会 長 ありがとうございます。
それでは、議事（２）の「福岡県における家内労働の現状について」です。
事務局から説明をお願いします。

室 長 補 佐 [資料 ２「福岡県における家内労働の現状」(平成 30 年 4 月 1 日現在)]
 [資料 ３「福岡県における家内労働者の年齢構成」]
 に基づいて説明

部 会 長 それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等はございません
でしょうか。

上 野 委 員 一つだけ質問させてもらってもいいですか。資料 2 の第 1 表で、赤い全国の家
内労働者数のところで、本省が関心を持っていますよというふうに御説明がござ
いましたけれども、ここが減少傾向から若干フラット、上がっている状態になっ
ているのは、どういう業種かお分かりになりますか。分かればいいです。

室 長 補 佐 分かりません。

上 野 委 員 はい、分かりました。

部 会 長 他はいかがでしょうか。
そうしましたら、続きまして議事(3)「福岡県男子服製造業最低工賃について」
です。これまでの部会での審議経過と「第 12 次最低工賃新設・改正計画」につい
て、こちら事務局より御説明をお願いします。

賃 金 室 長 [資料 ４「第 12 次最低工賃新設・改正計画」(平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月)]
 に基づいて、これまでの審議経過も含めて説明

部 会 長 ありがとうございます。
ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

薨 委 員 これは、一応、男子服と男子既製服は別物と考えていいのでしょうか。

賃 金 室 長 そうですね、男子服の中には、男子既製服も男子注文服も含めて男子服と言っ
ているのですけれども、男子既製服として最低工賃が設定されている県が多くあ
りますが、福岡県の場合は、男子服として工賃表が定められているので、それは
全部含めた形でというふうにはなっております。

部 会 長 他はよろしいでしょうか。

上 野 委 員 今の提案でこの工賃の設定を廃止をするか、継続をするかと提案があったと捉えていいでしょうか。

賃 金 室 長 また、後程改めて事務局の意見として、もう少し詳しく御説明させていただきます。

室 長 補 佐 すみません、先程の御質問なのですが、資料がございました。全国で家内労働者数が昨年若干増えたのですが、業種的には「その他の雑貨等」というのが16パーセント増えています。他の業種はすべて減少しておりますが、「その他の雑貨等」が16パーセント増加したという統計でございます。

上 野 委 員 分からないですね、雑貨では。

靄 委 員 そうですね。雑貨をお菓子の箱作りもそれに入れるのか、詰め合わせとか。お菓子の箱作りを手で外注するというのは、衛生的な面からあまり考えられないので、おそらくそっちの方ではないかと思うのですけれども、分かりました。

部 会 長 そうでしたら、今年度の「男子服製造業家内労働実態調査」が実施されているようですので、調査結果について御説明いただき、引き続き経済状況等関係資料についても事務局から御説明をお願いします。

賃 金 室 長

資料 5 「平成 30 年度福岡県男子服製造業家内労働実態調査結果」
資料 6 「繊維産業の課題と経済産業省の取組」
資料 7 「県内経済の動向」
資料 8 「中小企業景況調査」
資料 9 「九州・沖縄「企業短期経済観測調査」

に基づいて説明

部 会 長 そうでしたら、ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

併せて、男子服製造業最低工賃の改正これは廃止を含めてですが、何か御意見等ございませんでしょうか。

靄 委 員 私も前回の部会に加わったものですから、その辺も含めて述べたいと思います。まず一つは、今の話の中で、事務局から説明がありましたけれども、実際、景気は今のところ良いと思います。どこも受注関係は非常によろしいと。しかし、急

激に変わってきたのが、人手問題ですね。人手不足と人件費高騰ということで、私共も、今、人が足りないということで、もちろん例の実習生も受け入れておりますけれども、実際、今、バイトで時給1,000円なのです。派遣は1,400円から1,500円なのです。それでも、受け入れざるを得ない位の人手不足になってきています。だから、ここにきて、先行き不安と言え、今は受注関係よりも人手不足というのが非常に厳しい。だから、注文を受けても実際に人がいなくて作れない。それから、生産力も落ちている。やはり、今は「働き方改革」などで、なるべく休みなさい、有休取りなさいということですので、以前の労働者の働き方と今の労働者の働き方が違う。人質そのものも作業スピードが落ちてきているので、比較してみますとすぐ分かるのですが、一日の生産が落ちてきている。その上に人件費が上がってきているというので、その辺が今後の産業の不安材料かなというふうに思っております。

それと、例の3年前の最低工賃を廃止するかどうかという話でしたけれども、実際、先程説明がありましたように、以前決められた男子既製服の内職関係というのが、今はもう完全に実態が変わっている。前回は説明いただきましたけれども、ほとんどの簡単な縫製などは、既製服自体が海外で作られているものですから、そこで完結してしまっている。今残っている日本の国内での作業というのは、ほとんどオーダー服ということで高級服なので、最低工賃を決めた時の作業が今の実態に内容的にも規模的にも合っていない。我々は集まって意見を出すだけですけれども、廃止も当然考えていいのではないかなという意見でした。家内労働者側からは、最低工賃表がないと歯止めが効かないということだったと思いますが、今回も私は、そこまで実態と違っていることならば、もうそろそろ廃止を考えるべきではないかと、私は紳士服の製造に携わってないのですけれども、そういう意見を持っております。

部 会 長 はい、ありがとうございます。廃止の可能性につきましても、今、言及がありましたが、他に御意見いかがでしょうか。

上 野 委 員 家内労働者側のスタンスは、3年前は、議論に迷いがあったというのは事実だったのですけれども、結果として、そのまま据え置きにするということでした。今、覇委員がおっしゃったこと的狀況感、狀況分析は、細かい数字は分かりませんが、私の認識と一緒にです。同様の認識を持っています。ただ、個々の最低工賃の設定を外すかどうかの判断が、見解として違う。なぜかと言いますと、やはり、そこに働いていらっしゃる方がいらっしゃる中で、物凄くこの制度が、男子服の製造に関して、弊害が出ているとするならば、廃止をする事が望ましい形だと思っておりますけれども、そういうふうになっているとは、私は思っておりません。この設定が弊害をもたらすとは思っていないです。無理に男子服の最低工賃を廃止する必然性があるかということ、私は何も無いと思っております。確かに、適用労働者

数とかは減っているし、減っている傾向は変わらないのかなという感覚的なものはありますけれども、やはり残すべきであると、少なくとも私はそういう意見です。

最初に、3年前の時の御意見でということで、最低工賃そのものが実態から乖離して、機能していないのではないかという意見がありましたね。でも、よくよく考えてみると、機能していなければ機能させるのが筋道であって、その筋道を反対の方に向けて廃止をするというのは、3年前に私も迷ったことは認めますけれども、私は、今申しました通り、機能していないなら機能させるべき、弊害をもたらしていないのであれば、このまま維持をしていっても良いのではないかと、改めて3年前のことを思い起こして反省しつつ、そういう意見です。

覇 委 員 今のこの男子服の工賃というのは、実際には、かなり最低工賃を上回っていると思うのです。最低工賃を決めておいても、弊害はないと思います。ただ、こういうふうにして、また今後、それを存続させるとなると、また3年後、皆で集まって審議会で協議することになるのですが、その必要性がどうかなということなのです。

上 野 委 員 確かに非常に減っている現状を踏まえて、ここに皆さんが集まって議論をするというのは、言葉は乱暴ですが無駄みたいな、そういう視点で言われたわけではないと思うのですが、それは確かにあるのかもしれないけれども、この問題を議論するに当たって、我々の都合で判断をしてはいけないのではないですか。やはり、そこで働いていらっしゃる方のことを第一に考えて検討しなければならないですよ。

確かに、覇委員がおっしゃった通り、今の人手不足によって全体の人件費が上がってきていることからすると、多分、実際の工賃が最低工賃より高いだろうと思うわけですが、ただ、この資料5の第7表で見ると、例えばの前裏すそまつりが、現行の最低工賃で55円ですが、この黄色の箇所は50円以上60円未満で55円を超えているかどうかははっきりしない。尚且つ、こういうのは数で勝負でしょうから1円で随分、事業者側の持ち出しが多いのかもしれないけれども、どうも言い切れない。絶対増えていますよというふうにはなんとなく言い切れない。そんなことも考えますと、やはり、無理して外す必要はないと私は思います。

覇 委 員 私がさっき言ったのは、例えば、今、言われました、前裏すそまつりの部分です。今はオーダーメイドとかになっているのに、本当にこの設定された内容で合っているかどうか、調査のために何かに該当させて、このようになったのではないかというふうに感じるのです。これだけをする作業は、実態としてはないのではないかと思います。この調査自体が、ちょっと、今の実態に合っていないのではないかというような気がするのですけれども。

上野委員　　そこ、同感です。

香西委員　　いいですか。

香西委員　　気がするだけで話しをしても、想像ですからね。事務局から話しを聞きましたけれども、袖は2つしかないし、ズボンも2つしかない、その2つの中に色々な工程があって、一つの製品の価格が決まるわけじゃないですか。一つ一つに、12ポイントか10ポイントしかないのですけれども、本来、合わせるのであるならば、作業はもっといっぱいあるわけですよ。5センチは50円と決めましたけれども、3センチしかない作業がありました、それはどうするのですか、これは該当しないことになっている。でも、3センチも、おそらく、5センチが50円で払っているならば、3センチのものも50円で払うと決めているか40円で払うか知りませんが、それは最低工賃外だから適当に決めているかもしれません。それも含めて、一本のスーツとかジャケットとかパンツとかが出来上がるわけで、結局、その下支えとなるものは、それぞれの積み重ねでカウントしたものが、一つの費用にはなっているわけです。そのベースになるのは最低工賃があるからではないのですか。これがなければ、適当に、一ついくら、この一本当たり、一着当たりを価格設定するに当たって、本当に最低工賃を網羅しているかということ、これは分かっていないのですよ。需給バランスによって、価格が今より安くてもいいのですから、最低工賃を廃止すると、どんどん工賃が低下する可能性があるかもしれないわけですよ。

薮委員　　言われるのは分かります。労働者保護的な観点からすると、それが最低工賃であって、それについては、我々も全然異議はない。今までは、それが役目を果たしてきたと。ところが、今の実態を見てみると、これが何十年か前に決まっていて、18年前に改定されているのですけれども、その時は、おそらく、まだ実態が該当していたかもしれない。しかし、今の実態が、先程言いましたように、97パーセントが海外で既製服は作られている、残りの3パーセントが国内で、おそらく、さっきの説明からすると、国内で作っているのは単純な既製服ではなくて、ほとんどがオーダーメイドになっている。そこが、この実態ともう変わってきているのではないかと、そこだけなんです。最低工賃とか決めることについて、必要な場合は、それは生かすべきだと思います。しかし、ここまで極端に十何年前と実態が変わってきたとすれば、私の意見としては、そこはやはり、そろそろ考えるべきではないかということです、

香西委員　　逆に、もっと高いところにある、と書いていらっしゃるのですね。

靨 委 員 　　はい。

香 西 委 員 　　それは、上野委員がおっしゃったように、高いところに入ってないのではないですか、この表を見ても。

靨 委 員 　　この調査の仕方が、作業が変化しているから分からないのですよ。高いところに実際いつているものありますよね。

香 西 委 員 　　ズボンの くらいですよ、大きく高いところにあるのは。ほとんど黄色にニアリーではないですか。

靨 委 員 　　それを言われるとそうなのですが、視点が私は違うのですが、今の工賃がこの最低工賃よりも高いというだけの話ではなくて、この中身を見ると、ここまで変わってきて適用が少なくなってしまうことを今までと同じように審議していくのかどうかということなんです。

上 野 委 員 　　それは、しょうがないですね。というのは、現行の法律では、この資料に細かく書いてある金額設定で、工賃で見なさいというふうになっているわけですから。だから、私は一番最初、数年前にこの問題の提起があった時に、今頃、こういう一つ一つの工程に金額を設定して、それが機能するのですか、という話をしたことがあるのです。むしろ、トータルで一着で見るとかにするべきではないですかという意見を随分昔に言ったことがあるのです。それを、おそらく靨委員はおっしゃっているのだらうと思うのですが、最低工賃の設定の問題があって、カウソトの仕方を変えましょうという話は別のところでしないと、ここでは、話が進まないですよ。

靨 委 員 　　最低工賃をこのまま上げるか下げるかやっていくのは、それはもう、我々も別に何も抵抗はないのです。これについての異存はあるわけではありません。

上 野 委 員 　　産業構造がいっぱい変わって、洋服を作るに当たっても、形態、製造する服の製造工程のやり方が変わってきている中で、今のこういう見づめ方が合っているのかどうかと、私も同じように思いますよ。先程、申しました通りです。

靨 委 員 　　最低工賃が高いのか、安いのかというのを審議しようとしても、実際は分からないのですよね。それは、もう専門の人達でないと分からない。我々は、あくまでも、今の情勢とかに見合って、もう少し上げるべきではないかとかの意見を述べるだけということなのです。本当は、今の実態に合わせたような、新しい決め方をするのがいいのではないかと思うのですが、今の私の意見は、他の県では撤

回というか取り止めているところもいっぱいあるのですが、委託者が、昔、例えば100社あったのが4社になっている、ではこれが極端に言えば1社になっても、同じように審議していくのですかということなのです。

上野委員　どこを見つめるかだと思うのですけれども。
皆さんとこちら側は、これはもう、立場上の違いなのかもしれませんが、決定的にやはり違う。

薮委員　立場としては、私は、この件については、事業者側としては思っておりません。紳士服ということですので、全く別業種ではあるし、前の婦人服の最低工賃については、上げるのに私も賛成しました。規模の問題だけです。

上野委員　私の場合は規模ではなくて、そこで仕事をされている方が、年齢は高いのかもしれませんが仕事をされている方がいらっしゃる。そこでは、おそらく仕事に生きがいを持っておられる方もいらっしゃるであろうと思うのです。そうすると、その方達を少しでも保護しようとする法律があって、機能しているところもあるのであれば、機能していないところは機能するようにして、残していくというのが筋道だろうと思います。労働者側委員としては、気持ちとしてやはり変えられない。

薮委員　前回もこのような話になりましたね。それで、結論は出なかったですよ、両方納得いくことなので。

上野委員　金額の設定もなかなか難しいのですよね。3年前に婦人服の最低工賃を上げた分、これは、それぞれ双方とも合意ということになったのですけれども、一つの最低工賃をどのくらい上げていいかなんていうことは全く分からない。これは結局、12、13年間の最低賃金がどれくらい上がったかというのを指標にして、「その率で引き上げるという方法しかとれないよね。」というシーンがあって、全会一致だったですよ。

薮委員　そうですね。

上野委員　そういうふうに話しをしたのですよね。

香西委員　あの、一ついいですか。

部長　はい。

香西委員 　　霽委員がおっしゃるのも分かる。4社が1社になったらどうするのかという話なのですが、資料2の第3表では、全業種では140社委託者があって家内労働者は約2,500人いらっしゃる。その中で婦人服は11社、男子服は4社です。福岡県ではたまたま男子服と婦人服しか最低工賃がないわけですね。資料3の人員構成を見ると、高齢者が多いとは言いつつも、女性の中で60歳未満をカウントすると、半分以上いらっしゃるわけです。もっと言ったら30代、40代もいらっしゃるわけです。本来、外で働いたらもっと時間給を稼げる人達ですけども、何で家内労働なんですか、ひょっとしたらその裏には、育児もあるかもしれませんし、介護もあるかもしれません。介護のことで、家内労働者が増える可能性もあるわけですよ。統計上、全国的な数が増えたというように、本当は外で働きたいけれども、外で働けない環境だって今後考えられるわけです。そういう意味で言ったら、婦人服や男子服はどうなんだという小さなポイントを話すのではなく、本当にやるのであるならば、最初の資料2の第3表の委託者140社で家内労働者が増えていくところとか多いところの他の人達の事も本来審議するべきですよ。

霽委員 　　今回は一応、男子服ということに限られていますので、それは、また別の機会に。

香西委員 　　もちろんそうです。そういう意味で言ったら、少ないからどうのこうのというのは議論にならない。一社でもやるのかと言われたら、私も考えますけれども、でもその仕事は残るわけですよ、ゼロにはならないわけです。内製化して全部工場で行いますと言ったら、それは別でしょうけれども。そういう人達のニーズもあるし、そういう働き方をする人達も絶対にゼロにはならない、ということを前提に考えたら、趣味の世界、退職後の生きがいで働いて、全然お金に困っておられない方々もいらっしゃると思うけれども、仕事は家でしかできない方もいる。そういう方々の暮らしを考えてあげるのが筋だと私は思うのです。いくら少なくなっても、そういう方に、最低工賃は外すから業者の言い値で働けよ、安くても頑張れよ、それしか仕事ができないだろう、とそんな冷たい言い方はできないと思います。

霽委員 　　今の時代では、労働需給が逆転しているのも、私が言った背景としてあるわけです。実際に我々が仕事を委託するにしても、とても昔決まった最低工賃の金額では頼めないのです。バイトだって時給1,000円、最低賃金は800円くらいが最低なのに、実際にはそこまでいっている。そこでもなかなか頼めない。同じく、内職もそうなのですよ、そういう値段ではもうしないのですよ。実際もう頼めない。だからと言って、言われたように、今がそうだからそれでいいのか、という問題ではない。経済が悪くなってきた時に、もっと安い値段で頼むようになるのではないか。それは、今、香西委員が言われたように、労働者保護とかそういう

意味では最低工賃を守っていく、私は全くそうだと思います。ただ、審議会が、どこまでやっていくのかということなのです。例えば、さっき言ったように、一社になってもやっていくのか。私が、今言っているのはそこだけの問題です。その辺についてはどうなのですか。

賃 金 室 長 あくまでも審議の御参考にとということで、事務局の方で少し資料を準備していますので、少しそれをお配りして簡単に御説明させていただきます。

賃 金 室 長 〔 参考資料 参 - 5 「最低工賃の新設・改正の促進に関する報告」
 別 紙 「福岡県男子服製造業最低工賃の検討について」
 に基づいて説明

中 野 委 員 ちょっといいですか。

部 会 長 はい。

中 野 委 員 今日は遅れて申し訳ありませんでした。私も3年前のこの会議におりまして、その時のことを思い出しながら、労使双方のお話を・御意見をお聞きしておりました。どちらの言われることもとてもよく分かるのですけれども、ただ、一番大きいのは、この最低工賃が実態に合っていないと。定められた時は既製服が多くて、家内労働に回していた部分が多いと思うのですけれども、今では殆ど海外で、国内では3パーセント、その殆どがオーダー服ということなので、オーダー服の基準としてこの最低工賃があれば分かるのですけれども、それが実態に合っていないと。先程、資料2でしたか、個々の工程の工賃の比較があったのですが、さっき言われたように、昔は既製服だったので、この部分の工程をお願いしますということが多かったと思いますけれども、今はオーダーですので一着当たりいくからで、一体当たりいくからで、それを分解したのがさっきの表になると思うのですけれども、なかなかさっきの表があるからと言って、それが実態を表しているというのは、ちょっと分からない部分もあるのではないかと思います。

それと、参考資料の参 - 5 に言われた53ページの新設・改正のための基準ということで、(1)と(2)がありますけれども、それを見ますと、2の(1)でしたら設定の必要性、影響度、(2)の でしたら、継続性のある業種で家内労働者数が相当数存在するもの、また、他の地域との関連性の強いもの、管内の主要業種に関するもの、この面から見ると、男子服製造業の家内労働は、この基準に合致しているかなというところがあると思います。また、家内労働者代表委員が言われました、これを無くすと歯止めが無くなるのではないかというお話、それもよく分かりますけれども、ただ、これがもし無くなった場合でも、現状よりも低い工賃で家内労働をするというのは、現実的にはなかなかないのではないかと

ということと、それから、資料2の第3表で、福岡県では家内労働の委託者数は140で労働者数も約2,500人もいるから、まだまだ最低工賃が必要なのではないかということなのですが、見てみますと、かなり家内労働が多い食料品製造業とか、パルプ・紙とか、そちらの方は業態も異なりますし、そちらに関しては、60歳未満の方も結構いらっしゃるのではないかと思います。そちらのことで審議されて、家内労働の最低工賃のことを検討するのは有りかなと思いますけれども、先程言いました基準とか今後の展望を見ると、男子服の最低工賃が実態に合っている、今もそういう工程できちっと分けられていて、歯止めになっていることが分かればいいのですが、その辺もちょっと考慮に入れておかれてもいいのではないかと思います。

部 会 長 家内労働者の増加の可能性につきまして、それから、一着当たりの価格が、果たして、この最低工賃を踏まえた額でということになっているのかというところが、今の御発言のところかと思うのですが、その点については、香西委員が、先程、御発言だったかと思うのですが、いかがでしょうか。

香 西 委 員 最低工賃を廃止したからといって工賃が下がるようなことはないと思います、という意見は想像の世界なので、「ああ、そうですか。」とは言いません。福岡県の男子服の家内労働は、高級品しかなくて、既製品は家内労働に出していないから、既製品だったらおそらく最低工賃は無くなっています。でも、いわゆるオーダースーツの需要はゼロにはならないわけですね。だからこそ、4社あって、2社に最低工賃の適用がある。逆に言うと、そこはその人達の工賃が守られてきたのだから、最低工賃が残っていて良かったですね。福岡県で縫製した方が、よその県よりも高いのかもしれないのですけれども、それはそれで、その人の工賃があって、その人の最低工賃が守られてきたのだから、それは、意味があったのだと思います。事務局の別紙の資料は、最低工賃を無くしましようとしか読めないです。婦人服と統合しても100名未満だから意味がない、今後増える見通しはないと書いてあります。

それならば、資料2の一覧表のように、繊維工業には家内労働者の方が445名いらっしゃるので、男子服を無くして、婦人服も無くして、繊維工業で一括して新設しましょうかという議論の方が、前向きな議論ではないかと思います。家内労働者の方が445名いらっしゃいます、昨年に比べてプラスです、そこで、括りを切り替えるのであるならば、私は、この男子服最低工賃の発展的解消でもいいかなと思うのです。

鶴 委 員 我々も、協議をするのは各かでもなんでもない。それはもう、どれだけやってもいいのですけれども、例えば、今、言われたように繊維工業が445名いる、では、男子服と比べると、もっと多いその他の製造業もあるし、紙・パルプもある

し、増えている電子関係もあるわけですね。ところが、実際は、最低工賃の設定ができないわけです。何でできないかという、全然バラバラなのですよね。こういう作業、こういう作業、それぞれに、おそらく紳士服もそうだと思うけれども、内容が全然違う、それぞれの作業が異なるものだから、おそらく、それぞれに最低工賃を設定するのは、まず不可能に近いと思うのです。例えば、箱一つ作るにも、色んな箱の形もあるし、上級、下級、小さいのも大きいのもある。では、それをどういう形で最低工賃として設定するかというのは、非常に難しいと思うのです。だから、その辺がおそらく今までは、だいたい一律に近かった作業について、ある程度決まっているような手順のものについて、最低工賃は決められてきたと思うのですよね。本当はもっと多いのがあるのだけれども、それはなかなか、普通の労働の場合の最低賃金と違って、作業一つに対しての最低工賃を決めるのは難しい、というのが実態だと思います。家内労働について、昔は本当に沢山あったし、ある程度同じような事をしていた。しかし、ここまで変わってくると、なかなか非常に難しいなど。どちらかという、今の労働の最低賃金を引き上げてきた事の影響の方が、最低工賃の設定にも影響をしてくるのではないかと思いますけれども。

言われることは分かるのですよ。それは、もう、十分分かります。分かりますけれども、今の実態とある程度合わせていかなないとしょうがないところもあると思うのです。

上野委員 合わせていかなきゃいけないというのが、どこかに出てくると思うのですけれども、それが今回かという気持ちですよね。

薮委員 3年前にこの協議をして、今回やって、では、また3年続けていくのかどうか。続けていくというのであれば、ここはあくまでも意見の出し合いですので、私はそれでいいと思うのです。ただ、一つの意見として実態に合わせるということもあるのではないかという意見を述べさせてもらっています。

上野委員 先程、中野委員がおっしゃった、資料参 - 5のところですか、数的なところで行きますとそういう解釈になりますでしょうけれども、元々この一番最初の52ページの一行に書かれているように、結局、労働者保護が目的ですよ。家内労働者保護、これが最大の目的であって、そうすると、まず、優先して考えるのは、家内労働者を保護するために、どういうふうな判断を下すかという、そして、もう本当に家内労働者保護という要因が無くなったということになれば、今度は先程、中野委員がおっしゃったような基準で、それを理由にして、もうそれは廃止をするという判断にしましょうというふうにならざるを得ないでしょうけれども、労働者側としては、繰り返しですけれども、その目的を必要としなくなったような状態では決してないと思います。無理に無くす必要性を正直なところ全く

感じない。この金額の数字があまりにも高すぎて、その結果、事業運営が非常に圧迫されて、事業者の方が撤退を始めるような事態になっているのであるならば別ですよね。確かに、折角働く場所があるのを、それを取り上げるような、働く場所を失うようなことを促進させるのであれば、これはやはり外さないといけな
い、無くさないといけない、無くすか金額を下げるような判断が出てくるのでし
ょうけれども、そんな状態ではないと思います。

薮 委 員 それは、全くないです。

上 野 委 員 そんな状態ではないですよ。無理に、この法律の文面のいくつかを引用して、
外すという判断をする必要性は、私は全くないと思います。

部 会 長 大きなところでは、おそらく、前提の部分の一致はあると思います。産業構造
の変遷と今回の男子服の最低工賃の工程表の、それが合っていないという実態に
ついてですね。これについては、おそらくどちらのお立場の方も、異論はないと
ころかと思います。それについて、実態が合っていないということと、その事を
家内労働が今後増加するかとか、家内労働全体の最低工賃をどう守るかという大
きな議論になりますと、おそらく、それもそれ程異論はないと思います。ですが、
今回、3年前の議論について、色々、各委員から御紹介預かりましたが、それを
踏まえて、この状況で今後の3年間を踏まえた時に残すべきか、それとも今回廃
止に踏み切るべきか、少し立ち入った中身について、最後のところ御意見等がも
し他にもございましたらお願いします。

有 馬 委 員 男子服の審議は私は初めてなのですが、期間だけを見ると、最初に出てくるの
が平成21年ですから、10年越しの議論を判断しようとしているわけですね。3
年越しの議論だから、毎年議論していたわけではないと思いますが、婦人服の時
も多少議論していると思います。婦人服の話ではないのですが、去年、婦人服の
時に私も申し上げたのですが、先程の黄色のマークがついた表ですけれども、そ
の表自体の基準が、製法自体が30年前と変わっているでしょう。例えば、何セ
ンチ間隔に何本縫うとかだつて、当然変わっているわけですし、ここに道具が入
ったり、一部、機械化まではなっていないと思うけれども、作業効率のいい方法
もできているでしょう。それが分からない前提で、マス目に沿ったところが、本
当に最低のところになっているのか、あてはめになっているのかどうか、私も分
からないです。分かりませんが、これだけ外との価格差が接近してきてい
るということは、今まで物凄く丁寧なところが、少し最低限の簡素化のところ
で、作業がボタン付け一つにしても変わっているということは、容易に想像でき
るところだと思います。そういうこの表が合っていないのが一つと、もう一つは、
表自体を変えとなると全国で変えなくてはいい話でしょうから、ここだけ

ではできない。それから、ずっとこの労働者数の動きにも注目して、ということも平成 21 年から言っているわけですね。これが 3 割減だったらどうするのかとか、個別の紳士服だけではどうかということになると、どこかで、別に切り捨てるのかということではなくて、審議会として影響を保持するところは、どの辺のところにも焦点を置くか、ということをやはり少し考えなければならないのかなと思います。私も、作業の事については、全く分かりません。

上野委員

工賃の設定が合っていないのだらうと思いますけれども、合っていないと言い切れる根拠は何もない。これは資料 5 になりますかね、資料 5 の第 21 表は家内労働者の皆さんの声を聞き取っていただいているものなのですが、おそらくペーパーで返ってきたものだと思うのですが、これを見て感じるの、工賃の単価が分からないという御意見もあるけれども、やはり、工賃が設定されているが故に、何らかの、良し悪しはあると思うのですが、影響がちゃんと維持されているという気がします。明確に書いているものはないけれど、これを見ると、全く的外れな工賃だとは思えないわけです。そうすると、家内労働者側から見れば、金額の問題はあるけれども、必ずしも無意味なものではあるとは思えない、ある意味では生きているし、多少なりとも役に立っている。繰り返しですけれども、まだ無くさなくていいだろうと。私は、やはり、多少なりとも機能していて、その事によって働く皆さんが、少しでも助かっているとすれば、安いという意見もありますけれども、安いという意見の裏返しには、これが少しでも歯止めになっているのかもしれないし、そうすると、無理に外す必要があるような時期ではない。確かに、事例として、覇委員がおっしゃっていたのですが、1 社になった時にどうしますかということなのですが、私の論法は、1 社になっても残していいのではないかと思うのです。当然 1 社になった時は、本当にそれでいいのか理屈と現実対応では変わっていかなければならないところもあるでしょうから、私もどうするか考えますけれども、今、外さなくてもいいのではないですか。

香西委員

私は、先程から言っている通り外すべきではないし、婦人服と一緒に統合したらどうなんだという意見がもしあれば、それはそれで前向きな意見だと思います。婦人服と一緒にしようかという議論であれば、乗らないでもないです。

事務局が出した別紙資料の工程の中で、1 ページ目の一番下の表の中に、折角 25 工程の最低工賃を決めているけれども、13 工程は適用されていないとなっている。その意味で言ったら、覇委員がおっしゃるように、意味を成してないのではないかという事ですが、元々決めている工程で規格の異なるものがあるので、それでは意味を成すためにもう少し適用するように改定してくださいという議論の方が、凄く前向きな動きだと思います。

有馬委員

この適用がされていないというのは、その工程の作業がないということではない

のですか。私はそう読んだのですが。

賃金室長 回答としては、その仕事はやっていないということです。

香西委員 そういうことですか。

有馬委員 工程は全部あるのだから、私はそう読みました。

香西委員 ここに表がありますね。ジャケットとかパンツとか作る工程の表を、当時作ったのですね。ジャケットが昔と変わって、袖が一本になりましたとかなら別ですよ。でも、工程はあるのですから、それを発注していないという可能性はありますよね。内製化して出来上がって、外に出す必要が無くなったとか。

有馬委員 だから、やってないわけでしょう。

賃金室長 直接、行って聞いてきたところによりますと、機械化されるところはなるべく機械化して、工場内でやっている部分は、かなり多く増えているというような回答でした。「昔は大きな単位で家内労働に出していたけれども、今は家内労働者自身の数が少ないのもあって、部分的なところをお願いしています。工場内で直接やってもらっています。機械を導入して機械化してます。」という御回答でした。

香西委員 もう一つは、資料2の後ろの方で、ジャケットの絵がついてる男子服最低工賃の表がありますね。規格で何針とか何センチとか。これは厳密に何針とか何センチとかいうのはルールですよ。例えば、一番上で 上襟付けまつりが3センチメートル間隔で5針以上でこの単価が決まっているけれども、4針だったら適用がないということでしょう。

賃金室長 この規格から言うと。

香西委員 規格外ですよ。そういうのはないのですか。逆に言ったら。

賃金室長 短くなっているというのもあります。

香西委員 ありますよね。2センチの中に6針がある場合は、これ適用ないですよ。

賃金室長 ここに載ってないものが沢山ありまして、それぞれ委託者によって違ってきます。実際には、ある程度工程をまとめてというやり方もあります。

香西委員　　でも、決まっているのは、これではないですか。もっとあるわけですか。

賃金室長　　ここは基本的なところですね。

香西委員　　この基準からちょっとでも外れる、3センチが2.5センチになったり、5針が4針になったりすると、この工賃は適用外なわけでしょう。

賃金室長　　適用外というよりか、3センチだったら1センチ当たりにして、最低工賃を決められますよ、というのはあります。

香西委員　　比例してですか。

賃金室長　　はい。一応、考え方としては。

香西委員　　有馬委員がおっしゃるように、本当に全然作業がないということではない、ということですか。

有馬委員　　私はそう読んでいたのですけれども。

部会長　　ちょっと資料をどこか見落としましたが、どこかに5センチのものを各センチ毎に比例させて、それに換算するという記述があったように思いますが。

賃金室長　　参考の5の56ページの既製服縫製まとめ作業工程の一番下のところに、設定単位のところ、短い場合も想定して、様々あるというのはあります。ないと答えていけば、ないということになり、あると答えていけば、このセンチに付随して少なくなっている。ただ、「うちは工賃を変えてませんよ。」と書いていましたね。機械化したりして、家内労働に出す単位というのが小さくなっていますというところがありましたが、それでも、工賃は変えていないということでした。

上野委員　　実際上は、この表に表れている数字、先程の絵の基準でいくと、この数しか出てこないけれども、要するに、全体の値段を決める時に、工賃そのものの設定が、やはり、結構なところで影響を及ぼしていることですよ。だから、これだけ見ると、工賃の機能性が、物凄く少なそうに見えるけれども、見えないところで最低工賃のいい面が影響を及ぼして、働いている皆さん達に、多分プラスに作用しているし、歯止め策になっていると私はそう解釈している。表れている数字だけを見る必要性もない、という気がしますね。

部会長　　そうですね、資料の読み方によるかと思いますが。一方で、香西委員が御懸念

だったように、5センチのものが4センチになった、3センチになったということが、適用無しのところに含まれて、不当に安くされる、作用されているという御懸念は、この基準からいくと、先程の56ページの注からいくと、必ずしもそういう現状はないかもしれないというところはあるかと思えます。

但し、上野委員がおっしゃったように、だからと言って、ではその分が全く影響が無くなっているかと言えばというと、見えないところで、結局、センチ当たりいくらかというのは、最低工賃の額を参考として決めているとすれば、そこに、一応、換算する時の基準には役立っているという側面は、否定できないところもあるかなと思えますが。

そうしますと、今後、また3年越しの議論ということでございますので、3年後、当初のところ、先程から家内労働者代表委員からも、例えば1社になったというような現状に変化があったということについては、今後、考える余地はあったかもしれないと、また、或いは、あるんだという御意見もございましたが、少なくとも今回につきましては、委託者代表委員からも、景気の上昇で人手不足であるとか、生産力はそれに対しては低下しているところからすると、現状にそもそも合っていないというのを、部会でこれからも検討し続ける意義というのはどう考えるのか、という側面の問題提起がございましたが、労働者保護ということからいくと、この意義を、今、失っていないのであれば、今回は、尚残すべきであるというのが家内労働者代表委員の御意見かと思えます。

そうしますと、これについての一致を今、みていないという状況でございますので、公益代表委員としましては、男子服製造業における家内労働の状況につきましては、事務局からの説明もありましたように、委託者数とか家内労働者数共に、長期的には減少傾向が続いておりまして、福岡県の男子服製造業で現在最低工賃が適用されているのは、委託者で2社、家内労働者38名と少なくなってきた。将来、増加する見通しが無いというの、縫製の技術とも関係があるかなというふうにも思えます。その背景としての、生産が人件費の安い海外へシフトしている委託業務の消滅、委託者の廃業、委託業務の機械化による工場による内産の増加、家内労働者の高齢化等も考えられるところでございます。また、最低工賃が設定されましたのが昭和57年当時でございますので、現在の状況について比較してみますと、当時は衣類の半数が国内生産だったこと、既に御指摘の通りですが、福岡県の男子服の最低工賃表は、それに合わせた「既製服縫製まとめ作業工程」ということで、これをベースに設定されております。この最低工賃を下回った場合は、当然、違法となりますので、罰則の適用もありますことから、最低工賃は、その工程、規格、設定単位までできるだけ標準化して画一的に設定されているところです。しかし、現在、福岡県の男子服製造業の委託者が、既製服ではなく注文服の製造を行っておりますので、それだけに、新しい技術とか流行があって、独自の工程も多く、先程、皆さんで確認いただいた通りでございますが、また、工賃単価についても、おそらく、数工程をまとめて設定されているな

ど、どう評価されているかの読み方は、色々あると思いますけれども、最低工賃表自体が実態と合わなくなってきたということは、おそらく、両者一致されているところもあるかと思います。では、注文服の製造について、工程、規格、設定単位を標準化して画一的に設定したらどうかという御提案もなくはないと思いますが、これは、非常に難しいところだろうとも思います。こういう状況を踏まえたと、男子服で最低工賃を設定するということは、少なくとも、最低工賃という工程表との関係でいきますと、男子服の既制服という狭いところで見ますと、少なくとも法律の実効性が失われていると言わざるを得ないのかなと思います。

公益委員としましては、男子服の製造業の最低工賃が、実効性を失っていると言わざるを得なければ、本来であれば、事務局の御提案の通り、廃止というの、家内労働部会の役割としましてはやむを得ないとも考えますが、労働者側代表委員が御主張されますように、少ないながらも、今もなお一定数の家内労働者がおられまして、実態調査結果にありますような家内労働者の声があることも事実です。

そうしますと、今回の審議で、委託者代表委員と家内労働者代表委員の意見が一致しなかったことになりまして、少なくとも今回は、また、廃止・改正を見送りますして、次回再度、委託の状況を確認した上で、廃止・改正について審議を行うという結論と致したいと思いますが、この結論でよろしいでしょうか。

香西委員 ちょっと待ってください。

部会長 はい。

香西委員 そうなりますと、前回と全く同じ流れになりますね。廃止論をずっとやり続けたただけで、最低工賃の金額は、平成12年から18年間据え置きで変わってない。家内労働者は我々のことをどう思うのでしょうか。「止める、止めないは継続ということで分かった。継続するなら、ちゃんと最低工賃の改定のことを考えてくれよ。」と普通そう思うのではないですか。だから、資料5の最後の御意見が出てきているのではないですか。「最低賃金がどんどん上がる今の世の中になっても、10年間最低工賃は上がっていませんよ。」と。物価は上昇しているし、紳士服のオーダースーツだって値上がりしているのです。工賃が上がったって、その上代、販売価格で吸収できるはずなのですよ。そういう金額改正の議論はどうなるのですか。

部会長 事務局は、そちらについてはどのようにお考えですか。もし、最低工賃について維持をするとなった場合に、そのまま維持ではなく、金額の引上げについて検討する余地について、あるのでしょうか。

賃金室長 廃止を含めての今回の議論の中で、双方の合意の下でというのが、家内労働部会の性格でありますから、今回、改正という結論にまで達するのはなかなか難しいという感想ですけれども、事務局としては、何とも言えないところであります。

部会長 意義を失っていないというのは、先程の発言とやや矛盾しますが、直接的には実効性についてはやや失いつつ、工賃表自体は失いつつあるとは言え、けれども、全く意義を失っているのではないと。それは、先程、上野委員がおっしゃったように、1センチ当たりいくらかの判断の基準として、それが作用している部分があるということがありますし、少ないながらも、家内労働者が一定数いらっしゃるのであれば、その分について、労働者保護という意義で、それを残すということについては、まだ、今回結論としてなしうるところかと思えます。ですが、全体的に一着いくらというのが、単価が上がっているはずだから最低工賃を引き上げるべきかどうかということまで今回結論を出せるかということ、私も難しいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

薮委員 残すということであれば、言われるように何らかの改定があっても、それは正論だと思うのですよね。ただ、先程から出ているこの工賃の中身が実態と合っていないというのも確かだし、では、我々が簡単に、これを1割アップを提言しましょうというのもなかなか難しいところではあります。

香西委員 私は、婦人服の議論には出ていないですけれども、婦人服は、最終的に14年振りに14.4パーセント引き上げたわけでしょう。この論拠はあるはずなのですよ。

薮委員 そうです。

香西委員 14年振りに14.4パーセント上げた婦人服の袖と男子服の袖が、工程の中身を見ると全然違うとは思わないわけです。ロジックを組むならば、14年振りに14.4パーセント引き上げた婦人服があって、平成12年から18年そのままになっている男子服が、ゼロだというロジックはないでしょう。

薮委員 議論経過を言いますと、改定の前に、この審議を継続するかどうかだったのです。それが議題になっているものですから、改定の話にまで行っていないということです。

当然、継続するということでしたら、それはもう、言われるように、婦人服と同様の上げ方をしないといけないと思います。

香西委員 私も、そう思います。

上野委員　この議事次第には、工賃の改正が入っていますが、今覇委員がおっしゃったように、継続するか否かということが議題だと思っていました。

覇委員　　　　　ですよね。

上野委員　　　　だから、この議題でいくと改正問題をどうするか、議論としてここに突き進まなければいけない。

覇委員　　　　　前回、次回話し合おうということでしたので、継続するか否かというのを本来議題にすべきだったと思います。ここで、継続かどうかを決めないまま、改正をするのもおかしな話ですし、改正であれば、まだ結論がでていないのですけれども、それは改めてしないといけない。

上野委員　　　　確かにそうですよね。双方それぞれのやりとりがあって、部会長のまとめが入った中では、意見の一致をみないが故に継続をしようというところのお話でした。それでいかがか、というところで、今、止まっているわけですがけれども、私達としては、そのまま継続をしよう、そういう提案の内容に賛成ですよ。当然、香西委員が言われたように、継続をするとすると、そのままにしているのかということになるし、婦人服で議論した通りのことを、やはりやらなきゃいけない。判断は別ですよ。あの時の論拠としましては、先程も申しましたように、引き上げる比率の議論としましては、最低賃金との兼ね合いを考えて、当時13年間か14年間継続されていたところをこのままでいいのかという議論のところから始めて、では水準をどうするのかというところで、最低賃金との比較で議論しました。今度は、それよりも長い17年間継続した格好になっているわけですから、その扱いをどうするか、それは次の議題として、やはり議論をしないといけないでしょうね。その判断をどこに取るかは別です。香西委員がおっしゃった通りだと私も思います。

覇委員　　　　　では、今回は、結論が出ないけれども、この会の総意としましては、継続する以上は、婦人服並みの引上げを提案するというようなことになりましょうか。

部会長　　　　最低工賃の引上げの可能性について、現状の調査がない状況で、引上げを前提とすることは、引上げを否定するわけではありませんが、まずは検討するというところにせざるを得ないと思います。香西委員もおっしゃっているように、婦人服の引上げが、どういう根拠でなされたかということについて、経緯を知る必要がありますし、それと比較した時に、確かに、工程については、男子服も女性服も袖の本数などが変わらないのは確かだと思いますが、需給のバランスですとか、

事業者がどれくらいいて、どういう工賃を設定しているのか、また、先程言いましたように、一着当たりいくらという設定が、果たしてこの最低工賃と比較して、非常に妥当ではないところに男子服はあるのかというような現状を認識し、根拠を確かめた上でないと、引上げをするかどうか判断はできないと思います。

委員長　それでは、この次もう一回話し合うとして、その間までにもう少しその現状を我々が納得するような、例えば、今、実質的にされているのは2社ですから、その2社に対して、どういう形でいくらで発注されているのか、一着いくらなのか、その辺の実態をもう少し出してもらえれば話し合うことができると思います。今のところお互いに、「じゃないかな。だろう。」という中では、なかなかやはり結論が出ないことなので、それを是非お願いしたいと思います。

部長　承知しました。それについては事務局にお尋ねすることになるかと思います。

賃金室長　家内労働の審議は、3年間計画として行っています。それで、今回は、男子服の最低工賃ということでご審議いただきまして、ここで一旦、3年間の計画が終了します。

次回の第13次3か年計画は、まだ、はっきり決まっていますが、今回の議論を踏まえまして、男子服の最低工賃の審議について、その場を設けるのは可能かと思います。

部長　とりあえず、今回については、廃止するか否かというところできくと、意見の一致は見られませんでしたので、廃止はしない、維持する。そして、維持する以上は、引上げの可能性を含めて、婦人服との関係も考慮して、検討をすべきではないかということの問題提起に含むということになるかと思います。そして、それに必要な情報収集についても事務局にお願いするというところでよろしいでしょうか。

上野委員　一つよろしいでしょうか。では、部長がおっしゃったような問題提起となった場合には、地方労働審議会で議論をするということになるのですか。

賃金室長　その議論は、家内労働部会で行います。審議会の中では、今回の部会の報告を行います。3月に地方労働審議会がありますので、そこで、今回の家内労働部会の審議経過、審議内容を報告します。そして、そこから、また、家内労働部会が計画的に審議をしていきます。とりあえず、今年度は3月にこの部会の報告をします。

上野委員　そこは分かります。そこでは、「男子服製造業の最低工賃の廃止について、合意

に至ませんでしたので継続することになりました。」と報告しますね。加えて、検討事項として、「継続する以上は男子服製造業の最低工賃を引き上げるべきではないか。」という問題提起が労使であったと報告しますね。それについての結論というのは、その3月の審議会の中で出されることになるのでしょうか。

賃金室長 いや、その中では、今回の部会の説明というところまでです。

部会長 上の地方労働審議会では、報告事項という扱いですので、おそらく、審議会では報告というところの役付しかないと思います。部会で報告を上げたところで、今、第12次ですけれども、例えば、第13次の工賃の新設とか改正計画を今後労働局の方でなさるかどうかの、それは正に労働行政の中での計画に関わることになるのだらうだと思います。

賃金室長 次の第13次の計画では、今回の御意見等を踏まえまして、3か年計画を立てるということになります。男子服の審議につきましては、直近でできれば、来年の家内労働部会で、とは考えています。

香西委員 そうなると、この資料4に表がありますけれども、これでいくと、平成28年から30年の3年間で、1年目をblankにしていますけれども、1年目ですぐに入るとということも相当考えられるわけですか。

賃金室長 そうですね、それも有り得る話です。

香西委員 相当考えられるという話ですか。また3年後とかになると、また同じ話をして、それだったら、この話自体がもういいですという話になってしまいます。

部会長 おっしゃることはよく分かるのですが、ただ、3年前の議論の経緯を御存じの委員の方が御発言なさって、結論として、今回は維持するという、客観的には同じところですが、問題提起をするというところまで進んだわけで、時間的に労働者側からすると、遅々たる歩みだという御不満も分かるのですが、それは、家内労働行政全体の計画がどう進むか、やり方というのがあると思いますので、3年前のことについて、今回、維持をするというのが、意義が無かったとは言えないのではないのではないかと思いますし、そこについては、お含みいただくということではいかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

部会長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、長時間の御議論いただきましてありがとうございます。

本日は意見の一致をみませんでしたので、結論としまして、議題と対応させる形でいきますと、男子服製造業の最低工賃の廃止・改正ということについては見送るべきであると、但し、先程、申し上げましたように、情勢との関係で最低工賃の価格について、維持するのであれば、引上げの可能性についても検討をするべきであるというような問題提起をするという形で、審議内容を地方労働審議会あてに報告するというにいたしたいと思います。

では、議事(4)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

室長補佐 特にございません。

部会長 ありがとうございます。
それでは、本日の家内労働部会は、これをもちまして閉会としたいと思います。
不慣れでございましたが、御協力いただきまして、ありがとうございます。
お疲れ様でした。